平成２４年（再口）第１号
新潟県三条市塚野目４丁目８番25号　メイン・レジデンス201
再生債務者　坂上　　稔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月４日まで
平成24年12月５日　新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（再口）第５６号
大阪市東住吉区西今川４丁目25番14号
再生債務者　林　　誠治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月４日まで
平成24年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再口）第５７号
大阪市東住吉区西今川４丁目25番14号
再生債務者　林　　杏子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月４日まで
平成24年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再口）第１号
静岡県富士市原田1695番地の１
再生債務者　望月　信行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月９日まで
平成24年12月５日
静岡地方裁判所富士支部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再口）第１００２６号
東京都荒川区東尾久８－９－12
再生債務者　市ノ瀬明彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再口）第１００６３号
東京都西東京市住吉町１－６－４
再生債務者　山口　昌男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再口）第５号
新潟市北区太夫浜新町１丁目29番32号
再生債務者　伊藤真理子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月４日　　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（再口）第４２号
神奈川県鎌倉市笛田６丁目７番13号
再生債務者　村上　哲哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月５日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再口）第２号
宮城県柴田郡柴田町西船迫４丁目５番地19
再生債務者　林　　等
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月４日
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（再口）第３号
鹿児島県鹿児島市郡山町5240番地20
再生債務者　桑原　誠一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年一月二十三日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年十一月二十一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終の事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十二月六日
掲載頁　九十五頁（号外第二六四号）
平成二十四年十二月十三日
岡山県玉野市山田一七五九番地三
（甲）農業生産法人タートルファーム株式会社
代表取締役　三宅　　亀
岡山県玉野市田井六丁目七番一〇号
（乙）農業生産法人タートルファーム株式会社
代表取締役　三宅　　亀

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のダスキンリーメイド岡本本山店の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年十二月十三日
神戸市東灘区岡本三丁目二番二五－一〇二号
（甲）株式会社サンアイ
代表取締役　石塚　昌宏
大阪市中央区島之内一丁目二一番二二号
（乙）有限会社関西インテリア企画
取締役　小林　　真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年十二月十三日
名古屋市東区泉二丁目一番二〇号
合資会社栗田看板舗
代表社員　栗田　浩司

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を二億五百万円減少し、一億円とすることにいたしました。効力発生日は、平成二十四年十二月十八日で、株主総会の決議は平成二十四年十二月十二日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表は、次のとおり公告しております。
掲載紙　官報
掲載日付　平成二十四年七月二十四日
掲載頁　五十八頁（号外第一五九号）
平成二十四年十二月十三日
東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号
東急セキュリティ株式会社
代表取締役　波戸　　覺

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千百万円減少し、一千九百五十万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十五年一月三十一日であり、株主総会の決議は、平成二十四年十二月六日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年十二月十三日
富山県高岡市大坪町一丁目三番八号
有限会社コーリョ
代表取締役　鎌谷　賢治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し三百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年十二月十三日
長野県佐久市猿久保四七〇番地一二
有限会社ワイエムケイ
代表取締役　柳澤　健一